平成２７年（フ）第１７９号
広島県福山市東川口町３丁目18番２号
債務者　藤田　和子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１１１号
福岡県久留米市三潴町福光400番地３
債務者　大津健太郎
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２００号
福岡県久留米市北野町大城771番地２
債務者　小坪稚惠子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２５号
長崎県対馬市美津島町緒方138番地
債務者　堀江　芳喜
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２７年（フ）第３１５号
宮崎市大淀２丁目７番９号　中川ビル305号、前住所宮崎市橘通東１丁目２番22号　カーサレバンテ702号
債務者　川越　和彦
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４７号
宮崎県日南市大字下方155　熊田原アパート102号、住民票上の住所宮崎県日南市大字下方3245番地
債務者　谷口香寿美（旧姓濵田）
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第４８号
宮崎県日南市瀬西２丁目１番１―101号
債務者　押富伊都子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第９５号
宮崎県延岡市若葉町１丁目108番地217　若葉コーポラス104
債務者　保田真奈美
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第９号
沖縄県石垣市美崎町４番地３　サンマリーナビル１階西側
債務者　齊藤　輝正
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２７年（フ）第７５号
宮城県大崎市古川江合錦町３丁目３番23号　ドリームハイツＡ棟101号
債務者　早川　昌仁
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
松江市西津田10丁目16番55号、前住所松江市浜乃木１丁目19番79号　６号室
債務者　野津　真吾
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６３号
島根県雲南市木次町里方787番地15
債務者　宇田川敏幸
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６４号
松江市西浜佐陀町382番地１　県営住宅湖北団地１号棟102号
債務者　伊藤　博文
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６５号
松江市八雲町日吉290番地47
債務者　庄司　廣美
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５８６号
熊本市南区川尻３丁目５番10号
債務者　塩田　　勇
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５８９号
熊本市北区室園町９番13号
債務者　甲斐　富夫
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５９７号
熊本市西区池田１丁目32番19号　レジェンド201
債務者　西山　竜也
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係